

# **MIZUHO CHINA MONTHLY**

みずほ チャイナ マンスリー

**2018年7月号**

今月号の記事サマリーは[こちら](#)

<b>中国経済</b>	1
新たな局面を迎えた日中金融協力	
<b>産業・地域政策</b>	4
新産業革命下における中国ブロックチェーン技術の活用動向 —急速に進む産業形成の成果要因と課題及び将来展望—	
<b>中国戦略</b>	10
フィンテック：ゲームチェンジャー ～アジア全域でサステナブル・ファイナンスを変革～（1）	
<b>法務</b>	16
社会保険に関する新たな論点	
<b>税務会計</b>	19
国税局と地税局の合併統合	
<b>人事労務</b>	24
日中社会保障協定の締結による日系企業のメリット	

みずほ銀行  
みずほ銀行(中国)有限公司

中国営業推進部  
中国アドバイザリー部

みずほ銀行の中国情報ホームページ  
～中国の経済、市場動向、規制と人民元取引に関する最新情報～  
<http://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cnbd/index.html>

## - Executive Summary -

<b>中国経済</b>	<b>新たな局面を迎えた日中金融協力</b>
5月9日に中国の李克強首相が訪日し、日中首脳会談が行われた。会談後の発表では、日本にRQFII枠2,000億元が付与されるなど、日中関係の改善を示す前向きなアジェンダが示されている。本稿では当該アジェンダの内容をご紹介すると共に、日本の金融ビジネスへの影響を考えてみたい。	
<b>産業・地域政策</b>	<b>新産業革命下における中国ブロックチェーン技術の活用動向</b>
本稿は足許ホットなトピックであるブロックチェーン技術の仕組みと特性と今後の利用展望を簡単に紹介したうえ、中国におけるこの最新技術の産業的展開の動向と政策的展開の情況を取り上げ、企業の積極的な取組みが先行している発展の実態と展開分野を中心に概観し、今後の更なる発展の可能性と主な課題を考えると共に新たな中外ビジネスの可能性を展望する。	
<b>中国戦略</b>	<b>フィンテック：ゲームチェンジャー</b>
フィンテックは持続可能な経済発展を促す強力なツールとなりえる。これは新興・発展途上経済を持つアジア地域諸国にとって特に重要である。本稿ではKPMGと香港のサイバーポートが行ったアジアのフィンテック企業のファイナンシャルインクルージョンと持続可能経済発展への取り組みと課題を紹介する。今月号ではまず、アジア地域におけるフィンテックの動向を概観する。	
<b>法務</b>	<b>社会保険に関する新たな論点</b>
現在、中国では、従業員の社会保険料を満額納付しない企業が多数存在する。社会保険料の満額納付の不履行は合法性を欠き、違法と認定されれば処罰を受けることとなるものの、それが軽いため、この問題を重視しようとする企業も見受けられる。一方、今年3月、社会保険料徴収制度改革の方針と関連機関による一連の措置が確定されたことで、企業にとっては、社会保険に関わるコンプライアンスを重視せざるを得ない状況となりつつある。本稿では、これらの措置をめぐる新たな論点を中心に分析する。	
<b>税務会計</b>	<b>国税局と地税局の合併統合</b>
2018年6月に各省政府の国家税務局と地方税務局は合併統合して「国家税務総局××省（自治区、市）税務局」と名称変更した。7月末までに各省の市、県の税務局も合併統合する予定である。今回はこの税務局合併の背景と目的を検討し、さらに納税者にとって必要な基本情報を紹介する。	
<b>人事労務</b>	<b>日中社会保障協定の締結による日系企業のメリット</b>
2018年1月、日中外相会談で両国間の社会保障協定が実質合意に至ったことをふまえ、5月9日、東京で両外相が「日中社会保障協定」に署名。本協定は、両国内において国内法上の手続きを終えたのち、両国からそれぞれ通知がなされ、その4か月後に発効するとされている。本稿では、この発効による日系企業の影響について紹介する。	

## 日中社会保障協定による 日系企業のメリット

大丁草企業管理諮詢(上海)有限公司  
(ガルベラ・パートナーズ上海)  
董事長 パートナー 吉住 幸延  
[china@gerbera.co.jp](mailto:china@gerbera.co.jp)

### 1. 日中社会保障協定に両国が署名

2018年1月28日、北京で行われた河野太郎外相と中国の王毅外相との日中外相会談において、両国間の社会保障協定が実質合意に至りました。そして同年5月9日、東京で両外相が「日中社会保障協定」に署名しました。本協定は、両国内において国内法上の手続きを終えたのち、両国からそれぞれ通知がなされ、その4か月後に発効するとされています。

そもそも、日中間の社会保障協定の締結交渉は、中国市場でのライバルであるドイツや韓国に出遅っていました。ドイツや韓国は、2011年10月の中国社会保険法の成立前に、すでに中国との間で社会保障協定を締結しており、特に韓国が中国と社会保障協定を締結したとの報道を受けたとき二重払いを強いられる「日系企業は大丈夫なのだろうか?」と非常に心配したことを見えています。

そして、2011年10月の中国社会保険法の成立と時を同じくして日中間の交渉は始まったものの、日中関係の変化などで4年間交渉は中断され、その後2015年11月に再開されて、合計8回の協議を経て、2018年1月に両国合意にいたりました。

### 2. 社会保障協定とは?

グローバル化が進むにつれて、国際間の人的移動に伴い、外国に派遣される日本人及び外国から日本に派遣される外国人については、日本と相手国の社会保障制度において、以下のような問題が生じています。

#### (1) 二重加入の問題

相手国に派遣され就労している人については、派遣中でも日本の年金制度に継続して加入している場合が多く、日本の公的年金制度と相手国の公的年金制度に対して二重に保険料を支払うことなくされていること。

#### (2) 年金受給資格の問題

日本に限らず諸外国では、老齢年金の受給資格のひとつとして一定期間の制度への加入を要求していますが、相手国に短期間派遣され、その期間だけ相手国の公的年金制度に加入したとしても老齢年金の受給資格要件としての一定の加入年数を満たすことができない場合が多いため、相手国で負担した保険料が掛け捨てになっていること。

これらの問題を解決するために、日本は諸外国と以下の2つを主な内容とした社会保障協定を締結しています。

#### (1) 適用調整

相手国への派遣期間が5年を超えない見込みの場合には、当該期間中は相手国の法令の適用を免

除し自国の法令のみを適用し、5年を超える見込みの場合には、相手国の法令のみを適用する。

#### (2) 保険期間の通算

両国間の年金制度への加入期間を通算して、年金を受給するために最低必要とされる期間以上であれば、それぞれの国の制度への加入期間に応じた年金がそれぞれの国の制度から受けられるようになります。

なお、日本は2018年5月現在、20か国と社会保障協定を締結していますが、これらすべての国と上記(1)(2)の両面で締結しているわけではなく、韓国やイギリスとは上記(1)の適用調整のみを目的として締結されています。今回の日中社会保障協定においても、同じく(1)のみが対象とされており、保険期間の通算については今後の合意を待つことになります。

### 3. 日中社会保障協定の発効による日系企業の影響は?

日中社会保障協定には、以下のように記載されています。

#### 日中社会保障協定 第六条 派遣される者

- 1 一方の締約国の法令に基づく制度に加入し、かつ、当該一方の締約国の領域内に事業所を有する雇用者に当該領域内で雇用されている者が、当該雇用者のために役務を提供するため、その被用者としての就労の一環として当該雇用者により他方の締約国の領域に派遣される場合には、その就労に関し、当該被用者がなお当該一方の締約国の領域内で就労しているものとみなして、その派遣の最初の五年間は当該一方の締約国の法令のみを適用する。
- 2 1に規定する派遣が五年を超えて継続される場合には、両締約国の権限のある当局又は実施機関は、当該派遣に係る被用者に対し、1に規定する一方の締約国の法令のみを引き続き適用することについて合意することができる。

中国社会保険法第16条に、養老保険の受給資格は15年以上の納付実績が必要と規定されており、15年以上保険料を納めて定年（男性60歳、女性50歳（一部55歳））に達した者（一部例外あり）が、年金を受給することができます。日本人駐在員がこの年数に満たないまま日本に帰任した場合、本人負担分の保険料については本人の申請に基づいて還付されるものの、会社負担分の保険料は還付されないこととなります。

日中社会保障協定が発効すると、中国で同様の職務に就く日本人を対象に、基本養老保険の保険料の納付義務が免除されることになります。すなわち、これまで二重払いとなっていた日本人駐在員の年金保険料が、5年以内は日本の年金制度にのみ加入し、5年超は原則として中国の年金制度にのみ加入することになります。5年以内の駐在で帰任する駐在員は、納付自体が発生せず、もちろん還付手続きも発生しません。そればかりか、会社負担の保険料が発生しないということこそが、日系企業に大きな恩恵をもたらすことになります。

### 4. 中国における長期滞在者と日系企業数

外務省が毎年在外公館などを通じて実施している海外在留邦人実態調査の要約版が、2018年5月

31日に発表されました。この調査結果によると、2017年10月1日時点での海外在留邦人総数は135万1,970人で、前年比1.0%の増加となり、過去最多を更新したことです。

国別にみると、多い順に米国42万6,206人（約32%）、中国12万4,162人（約9.2%）、オーストラリア9万7,223人（約7.2%）、タイ7万2,754人（約5.4%）、カナダ7万25人（約5.2%）と続き、なかでも、長期滞在者（3か月以上の海外在留者のうち、海外での生活は一時的なもので、いざれわが国に戻るつもりの邦人を指します。）は約64%にも達し、これらは世界的に見れば今後も緩やかに増加する傾向にあります。中国ではやや減少傾向にあるものの、依然として世界2位の長期滞在者数を維持しています。

### 国別長期滞在者数推移（上位5か国）

国名	平成23年 (2011年)	平成24年 (2012年)	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)
米国	241,910	249,683	247,697	240,481	236,344	233,746	233,440
中国	138,829	147,863	132,243	130,687	127,652	125,089	121,095
タイ	48,970	54,587	58,143	63,061	66,088	68,908	71,255
オーストラリア	32,548	34,333	36,113	36,494	37,482	39,659	41,217
英国	47,686	48,701	50,016	49,683	49,066	45,183	41,079

外務省「海外在留邦人調査統計」（平成30年要約版）より、2017年10月1日現在

また、同調査によると、2017年10月1日時点での海外に進出している日系企業の総数（拠点数）は7万5,531拠点で、前年より3,711拠点の増加となり、過去最多を更新しました。国別でみると、上位3か国は中国3万2,349拠点（約43%）、米国8,606拠点（約11%）、インド4,805拠点（約6.4%）で、これを見ても分かるように、依然として隣国中国への進出企業がかなりの割合を占めています。

### 在中国在外公館別日系企業（拠点）数推移

	平成23年 (2011年)	平成24年 (2012年)	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)
上海総領事館	19,835	21,103	21,630	21,811	22,220	22,197	22,355
中国大使館(北京)	5,994	2,367	2,621	2,471	2,467	2,331	2,289
青島総領事館	2,555	2,666	1,801	2,094	2,515	1,904	1,950
広州総領事館	2,140	2,144	2,153	2,159	2,146	1,821	1,790
大連領事事務所	1,244	1,180	1,851	1,736	1,691	1,667	1,550
香港総領事館	586	624	634	1,388	1,358	1,376	1,404
重慶総領事館	779	610	621	631	636	654	667
瀋陽総領事館	287	366	350	377	357	363	344
合計	33,420	31,060	31,661	32,667	33,390	32,313	32,349

外務省「海外在留邦人調査統計」（平成30年要約版）より、2017年10月1日現在

最近の増減傾向を見てみると、中国進出日系企業数は、上海、大連、香港は上昇傾向にあるもの

の、それ以外の地域については減少傾向にあります。また、中国進出企業数は 2012 年以降、ほぼ横ばいとなっているものの、依然として際立って大きな割合を占めていると言えます。

## 5. 駐在員一人あたりの社会保険料のコスト負担はどうなる？

中国では、2012 年 7 月以降、上海など一部の地域を除いて、各都市で外資系企業が社会保険料の二重払いを余儀なくされてきたため、日系企業が多い上海でも、いつ実際に徴収されることになるかが話題になっていましたが、今回の協定締結を受けて多くの日系企業のコスト負担が免除されることが予想されています。

中国の保険料率は日本の保険料率よりも相当高く、また日本と違って労使折半ではなく、企業側が高くなるように設定されているため、企業にとっては社会保険料の納付が大きな負担となっています。（下記、上海と北京の保険料をご参照ください。）

中国の社会保険料の計算においては、日本の標準報酬月額に相当するものを「納付基數」といい、これに保険料率を乗じて社会保険料を算出するのですが、その納付基數とは、原則として前年 1 年分の給与、賞与、その他の手当を合算した総年収を 12 で除して算出します。また、納付基數には上限と下限があります。多くの地域では、上限はその地域の前年の平均月給の 300%、下限は同 60% とする規定が採用されています。

たとえば上海について例示すると、2017 年の平均賃金は月額 7,132 元だったので、2018 年度の納付基數の上限額と下限額はそれぞれ、21,396 元、4,279 元となります。

もし、日本人駐在員の養老年金保険料の納付義務が生じた場合、おそらく日本人駐在員の納付基數は上限額に達するため、21,396 元となり、これに養老年金の会社負担率の 20% を乗じると、1 名あたり 4,279 元のコスト負担となります。あるいは、手取りを保証している日系企業も多いかと思いますが、その場合は個人負担率も合わせることになるため、養老年金保険料の負担料率は 28.0% となり、5,990 元のコスト負担となります。今回の日中社会保障協定の締結により、各企業におけるこれらの駐在員コストが負担免除されることになります。

上海市の社会保険料率（2018年）

	比率%	会社負担分（%）	個人負担分（%）
養老年金保険	28.00	20.00	8.00
失業保険	1.00	0.50	0.50
医療保険	11.50	9.50	2.00
労災保険	0.40	0.40	0.00
生育保険	1.00	1.00	0.00
住宅積立金	14.00	7.00	7.00
計	55.90	38.40	17.50

北京市の社会保険料率（2018年）

	比率%	会社負担分（%）	個人負担分（%）
養老年金保険	27.00	19.00	8.00
失業保険	1.00	0.80	0.20
医療保険	12.00	10.00	2.00
労災保険	0.30	0.30	0.00
生育保険	0.80	0.80	0.00
住宅積立金	24.00	12.00	12.00
計	65.10	42.90	22.20

なお、社会保障協定を締結している国で、日本人駐在員が加入免除のために行う手続きとしては、日本の年金事務所で日本の年金制度に加入していることの証明書(適用証明書)を発行してもらい、当該駐在先国の保険者窓口で適用証明書を提示することにより、駐在先国の公的年金制度の加入が免除されることになります。

**吉住幸延****ガルベラ・パートナーズ・グループ 代表****大丁草企業管理諮詢（上海）有限公司 董事長  
(ガルベラ・パートナーズ上海)**

1993 年慶應義塾大学在学中に北京師範大学へ留学し、大学卒業後は海外 16拠点に展開するグローバル企業で中国ビジネスに関わる。2005 年に税理士、社会保険労務士、司法書士など国家資格者によるワンストップサービスを行うガルベラ・パートナーズ・グループを立ち上げ、国内は東京、大阪、福岡に、海外は上海、香港、ロサンゼルス、ホーチミン、ハノイに事務所を設置して、国内外の税務労務と顧客の海外進出をサポート。現地法人の設立を支援するほか、国内外の法律に照らして数多くの海外赴任規程（給与、税金、社会保険等）の作成を支援している。

ガルベラ・パートナーズの中国進出支援 <http://business.chinafocus.jp/>

## みずほ銀行の中国ビジネスネットワーク

### みずほ銀行(中国)有限公司

#### ◎ 上海本店

上海市浦東新区世紀大道100号  
上海環球金融中心  
21階(業務窓口)、23階(来賓受付)

#### 中国営業第一部・第二部

Tel:(86-21)38558888(ex.2002)

#### 中国営業第三部・第四部

Tel:(86-21)38558888(ex.1857)

#### 中国アドバイザリー部

Tel:(86-21)38558888(ex.1167)

#### 中国トランザクション営業部

Tel:(86-21)38558888  
人民元国際化関連(ex.1277)  
トレード・ファイナンス関連(ex.1273)  
CMS関連(ex.1230)  
外為関連(ex.1277)

#### 中国金融法人営業部

Tel:(86-21)38558888  
シジケーション関連(ex.1255)

#### 中国資本市場部

Tel:(86-21)38558888  
債券関連(ABSを含む)(ex.1209)

#### ● 上海自貿試験区出張所

上海市浦東新区基隆路55号  
上海国際信貿ビル7階  
Tel:(86-21)38558888

#### ● 北京支店

北京市朝陽区東三環中路1号  
環球金融中心 西楼8階  
Tel:(86-10)65251888

#### ● 大連支店

遼寧省大連市西崗区中山路147号  
森茂大厦23階、24階-A  
Tel:(86-411)83602543

#### ● 大連経済技術開発区出張所

遼寧省大連市大連経済技術開発区  
紅梅小区81号ビル古耕國際商務大厦22階  
Tel:(86-411)87935670

#### ● 無錫支店

江蘇省無錫市新区長江路16号  
無錫科技創業園B区8階  
Tel:(86-510)85223939

#### ● 深圳支店

広東省深圳市福田区金田路  
皇崗商務中心1号楼30樓  
Tel:(86-755)82829000

#### ● 天津支店

天津市天津経済技術開発区  
新成東路20号濱海新区金融街  
(東区)写字楼E2座ABC樓5階  
Tel:(86-22)66225588

#### ● 天津和平出張所

天津市和平区南京路75号  
天津国際大厦1902室  
Tel:(86-22)66225588

#### ● 青島支店

山東省青島市市南区香港中路59号  
青島國際金融中心44階  
Tel:(86-532)80970001

#### ● 広州支店

廣東省広州市天河区珠江新城  
華夏路8号合景國際金融広場25階  
Tel:(86-20)38150888

#### ● 武漢支店

湖北省武漢市漢口解放大道634号  
新世界中心A座5階  
Tel:(86-27)83425000

#### ● 蘇州支店

江蘇省蘇州市蘇州工業園區  
旺墩路188号建屋大厦17階  
Tel:(86-512)67336888

#### ● 昆山出張所

江蘇省昆山市昆山開発区春旭路258号  
東安大厦18階D、E室  
Tel:(86-512)67336888

#### ● 常熟出張所

江蘇省常熟高新技術産業開発区  
東南大道333号科創大廈7階  
Tel:(86-512)67336888

#### ● 合肥支店

安徽省合肥市包河区馬鞍山路130号  
万達広場7号写字楼19階  
Tel:(86-551)63800690

### みずほ銀行

#### ○ 東京本店 中国営業推進部

東京都千代田区大手町1-5-5  
Tel:(03)5220-8734  
Fax:(03)3215-7025

#### ○ 香港支店

尖沙咀梳士巴利道18号K11 Atelier12樓  
Tel:(852)23065672

#### ○ 高雄支店

高雄市中正三路2号国泰中正大楼12樓  
Tel:(886-7)2368768

#### ○ 台北支店

台北市信義区忠孝東路五段68号 国泰  
置地広場8-9階  
Tel:(886-2)87263000

#### ○ 台中支店

台中市府会園道169号敬業樂群大樓  
8階  
Tel:(886-4)23746300

#### 【ご注意】

- 法律上、会計上の助言**: 本誌記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とする場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
- 秘密保持**: 本誌記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
- 著作権**: 本誌記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
- 免責**: 本誌記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。
- 本誌は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。